

配偶者居住権に係る民法の規定と課税上の取扱い ～配偶者居住権を取得する方法～ その2

配偶者居住権に係る民法の規定における「配偶者居住権」を取得する方法について解説します。

1. 配偶者居住権の取得の可否

配偶者が配偶者居住権を取得するためには、①被相続人の配偶者が被相続人の建物に相続開始の時に居住していたこと、②遺産分割又は遺贈等によって配偶者居住権を取得することの2つの要件を満たす必要があります。

しかし、被相続人が相続開始の時に、居住建物を「配偶者以外の者」（例えば、被相続人の子の一人）と共有していた場合には、配偶者居住権の成立を認めると、被相続人の死亡により他の共有持分権者の利益が不当に害されることになること等を考慮し、配偶者居住権の成立を認めないこととされています。

共有関係		配偶者居住権の取得の可否	
①	被相続人（父）の単有	可	最も多く想定される事例で、配偶者居住権を取得できる。
②	父と母の共有		配偶者居住権の成立を認めたとしても、不利益を受ける者はいないことから、配偶者居住権を取得できる。
③	父と子の共有	不可	母が居住を継続するためには、父の持分（所有権）の一部又は全部を取得する、又は他の共有者と賃貸借、使用貸借等の契約をする等の方法が考えられる。
④	父、母、及び子との共有		母が共有者であるため、直ちに退去する必要はないものの、母が居住を継続するためには、他の共有者と賃貸借又は使用貸借等の契約をしておく必要がある。

被相続人（父）が単有の場合（①）には、「遺産分割又は遺贈等」によって配偶者居住権を取得することが要件となります。共有関係において、母が持分を有している場合（②又は④）には、共有持分に基づいて居住建物を使用することができますが、他の共有者からその使用利益について不当利得返還請求、又は、共有物の分割請求により配偶者が居住を継続することができなくなるおそれがあります。そのため、②の場合には、母は配偶者居住権を取得するようにします。

また、父と子の共有の場合（③）には、父から母が相続等によって持分の一部又は全部を取得できない場合には、母は居住建物の所有者と賃貸借又は使用貸借等の契約をする等の方法によって居住を継続することができます。

2. 遺産分割によって取得する

配偶者居住権は、共同相続人間で遺産分割協議によって配偶者が取得する事例が最も多いと思われます。この場合、配偶者居住権の目的となる建物は、相続開始の時点において、被相続人の財産に属した建物でなければなりません。そのため、被相続人が賃借していた建物（借家）に配偶者が居住していた場合には、配偶者居住権は成立しません。

3. 遺言（又は死因贈与）で設定する

相続人に対して財産を相続させようとする場合に、遺言書には「相続させる」と記載するのが基本です。しかし、配偶者居住権については、民法1028条①二において、「配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき」に取得すると規定されています。そのため、遺言書には配偶者に「遺贈する」と記載することについても留意しておかなければなりません。

これは、相続させる旨の遺言の場合、配偶者が配偶者居住権の取得を希望しないときにも、配偶者居住権の取得のみを拒絶することができずに、相続放棄をするほかないこととなり、かえって配偶者の利益を害するおそれがあること等を考慮したものです。

なお、配偶者居住権を記載した遺言は、令和2年4月1日以降にしか作成できません（附則10条②）。

また、被相続人は、その生前に配偶者との間で配偶者居住権を目的とする死因贈与契約を締結することもできます。民法1028条①各号には死因贈与は挙げられていませんが、死因贈与については、民法554条においてその性質に反しない限り遺贈に関する規定が準用されることから、民法1028条①各号に列挙されなかったに過ぎず、死因贈与による配偶者居住権の成立を否定する趣旨ではありません。

4. 審判や調停による設定

遺産の分割には、遺産分割の審判も含まれることから、他の相続人が反対している場合でも、審判によって配偶者には配偶者居住権を取得させることができます。その場合、遺産分割の請求を受けた家庭裁判所は、①共同相続人間で、配偶者に配偶者居住権を取得させることについて合意が成立しているときか、②配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるときに限り、配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の審判をすることができる、としています（民法1029条）。

（文責：山本和義）